

関東学院大学戦略的プロジェクト研究取扱規程

(2009年9月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学総合研究推進機構に関する規程第2条及び第7条に基づき、総合的かつ学際的な戦略的プロジェクト研究の育成と推進を図る戦略的プロジェクト研究制度に関し、必要な事項を定める。

(制度の目的)

第2条 戦略的プロジェクト研究制度は、次の各号に掲げる事項をその目的とする。

- (1) 外部の大型競争的研究資金の継続的な獲得
- (2) 関東学院大学（以下「本学」という。）として特色ある研究拠点の形成
- (3) 本学のプロジェクト研究の核の形成

(戦略的プロジェクト研究)

第3条 戦略的プロジェクト研究とは、学術研究の動向や社会的要請に即して、本学として、戦略度が特に高いものであって、明確なプロジェクト目標を有する個人が行う研究又は専門分野領域を超えた学内外の研究者等がプロジェクトチームを編成して行う研究をいう。

2 前項の戦略的プロジェクト研究は、毎年度学内公募するものの中から選定する他、研究推進委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、学長が指定することができる。

(プロジェクトチームの対象者)

第4条 プロジェクトチームは、次の者をもって構成する。

- (1) 研究代表者 本学専任教員（特約教員を含む。）であって研究組織を代表し、研究計画の遂行、プロジェクト研究費（以下「研究費」という。）の管理及びプロジェクト研究成果の公表に関してすべての責任を持つ者
- (2) 研究分担者 本学専任教員（特約教員を含む。）、任期制教員、専任助手又は嘱託助手であって戦略的プロジェクト研究を分担し、研究代表者の管理の下に研究費の一部を主体的に使用することができる者
- (3) 研究協力者 研究代表者及び研究分担者以外の者で、研究課題の遂行に当たり協力を行う次の者
 - ア 本学の研究所研究員
 - イ 本学の非常勤講師（当該プロジェクト研究への参画を本学が承諾している者）
 - ウ 他大学研究者及び国公立その他の機関（民間の研究所及びこれに準ずる機関を含む。）の研究者等（ただし、当該研究者等の所属機関長等による当該プロジェクト研究への参画の承諾を条件とする。）

2 プロジェクトチームにおける本学の専任教員の占める割合は、研究代表者、研究分担者及び研究協力者から成る構成人数の過半数とする。

(研究種目)

第5条 戦略的プロジェクト研究の研究種目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 挑戦的研究 外部の大型競争的研究資金（科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「科研費」という。）における基盤研究（A）又は（B）に相当する。）に採択されることを明確な目的とする。原則として、第2号に規定する萌芽的研究を実施した後の応募とする。
- (2) 萌芽的研究 前号に規定する挑戦的研究への応募のための準備研究とする。外部の大型競争的研究資金（科研費における基盤研究（A）又は（B）に相当する。）への応募及び科研費については審査結果「A」以上の取得を明確な目的とする。

(研究期間)

第6条 戦略的プロジェクト研究の研究期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 挑戦的研究 3年以内とする。
- (2) 萌芽的研究 1年とする。

2 前項第1号に規定する挑戦的研究の採択の期間は、単年度とする。ただし、研究期間内の当該プロジェクト研究の継続を希望する場合は、次年度に同一研究課題で研究費の交付申請をすることができる。

(運営)

第7条 戦略的プロジェクト研究制度の運営については、委員会が行う。

2 委員長が必要と認めた場合は、委員会のもとに、関連する学内教職員、外部専門家、外部有識者等を臨時の委員として置くことができる。

(応募手続)

第8条 戦略的プロジェクト研究(学長が指定する戦略的プロジェクト研究を含む。)へ応募する者は、所属の学部又は研究科の長(以下「所属長」という。)を経て、公募要領に基づき、学長にプロジェクト研究計画書等を提出する。

(応募件数の制限)

第9条 1人の研究者が、戦略的プロジェクト研究に参画できるのは、1プロジェクト研究課題に限る。

(研究課題の審査及び研究成果の評価)

第10条 戦略的プロジェクト研究の審査及び研究成果の評価については、学長が委嘱する関東学院大学戦略的プロジェクト研究審査評価委員会(以下「審査評価委員会」という。)が行う。

2 審査評価委員会については、別に定める。

(審査手続・決定)

第11条 審査評価委員会は、応募されたプロジェクト研究課題について審査を行い、採否及び研究費等を委員会に報告し、学長の承認を得るものとする。

2 採択されたプロジェクト研究課題については、研究代表者にその旨を文書で通知する。

3 前項の通知を受領した研究代表者が、当該通知に係る研究費等の交付内容又は付された条件等に不服があるときは、通知を受領した日から起算して1週間以内に応募の取下げを行うことができる。

4 前項により応募を取下げた場合は、当該戦略的プロジェクト研究の採択は無かったものとする。

(研究費)

第12条 研究費については、別に定める。

(対象経費)

第13条 研究費の用途は、研究活動に直接必要な経費であって、その取り扱いは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、「関東学院大学科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)の取扱規程」及び「関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程」に準ずるものとする。

(研究費の管理等)

第14条 研究費の交付を受けた研究代表者は、その予算を適正かつ効率的に執行しなければならない。

2 研究代表者は、当該年度末に、決算報告書を学長に提出しなければならない。

3 前項に定める義務を怠った場合には、研究費の全額又は一部を返還しなければならない。

(研究成果の報告)

第15条 研究代表者は、研究期間の最終年度末に、研究成果報告書を学長に提出しなければならない。

2 挑戦的研究として採択された研究課題については、研究期間中の各年度末に、同研究計画の進捗状況、研究成果及び研究経費の使用状況等についての実績報告書を、学長に提出しなければならない。

(挑戦的研究における継続審査手続・決定)

第16条 研究期間内の挑戦的研究において継続の申請があった場合、審査評価委員会は、決算報告書、実績報告書及び研究費交付申請書等について審査を行い、継続の可否及び研究費等を委員会に報告し、学長の承認を得るものとする。

2 継続して採択されたプロジェクト研究課題については、研究代表者にその旨を文書で通知する。

3 前項の通知を受領した研究代表者が、当該通知に係る研究費等の交付内容又は付された条件等に不服があるときは、通知を受領した日から起算して1週間以内に申請の取り下げを行うことができる。

4 前項により申請を取り下げた場合は、当該戦略的プロジェクト研究の継続採択は無かったものとする。

(研究成果の公表)

第17条 研究代表者は、戦略的プロジェクト研究に関わる研究成果を公表しなければならない。

2 研究成果を公表するときには、「関東学院大学戦略的プロジェクト研究制度対象」である旨を付記するものとする。

(知的財産権の帰属)

第18条 戦略的プロジェクト研究の実施により生じた発明等の取扱いは、「関東学院大学知的財産取扱規程」による。

(応募要件)

第19条 戦略的プロジェクト研究へ応募する研究代表者及び1名以上の研究分担者は、科研費等の外部の競争的研究資金へ当該年度に研究代表者として応募していなければならない。ただし、研究代表者を務める外部の競争的研究資金による研究課題の研究期間が継続している場合は除く。

(外部の競争的研究資金への応募の義務)

第20条 戦略的プロジェクト研究に採択された研究代表者及びすべての研究分担者は、研究期間中、科研費等の外部の競争的研究資金へ研究代表者として毎年度応募するものとする。ただし、研究代表者を務める外部の競争的研究資金による研究課題の研究期間が継続している場合は除く。

- 2 前項に定める義務を果たさなかった場合には、研究代表者にあつては研究費の減額、研究分担者にあつては参画する戦略的プロジェクト研究の研究組織からの離脱などの措置を講ずることがある。
- 3 戦略的プロジェクト研究の進展又はその成果をもって、研究代表者及びすべての研究分担者は、研究期間終了後、外部の大型競争的研究資金（科研費における基盤研究（A）又は（B）に相当する。）に応募するものとする。

(事務)

第21条 戦略的プロジェクト研究制度に関する事務は、研究推進課が行う。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2009年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、2011年11月10日から改正施行する。

附 則

- 1 この規程は、2014年12月11日から改正施行する。
- 2 改正後の関東学院大学戦略的プロジェクト研究取扱規程第3条第1項、第4条、第5条、第6条、第10条、第11条第1項、第12条、第15条、第16条及び第19条の規定は、2015年度公募の戦略的プロジェクト研究課題から適用する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2015年7月1日から改正施行する。
- 2 改正後の関東学院大学戦略的プロジェクト研究取扱規程第19条及び第20条の規定は、2016年度公募の戦略的プロジェクト研究課題から適用する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月8日から改正施行する。